

JR西日本の日勤教育に賠償命令！

強い不安感を与えたまま長期間にわたり受けさせたのは違法！

5月28日大阪高裁は、JR西労・森ノ宮電車区の仲間たちが訴え闘っていた、不当な「日勤教育」に対する損害賠償請求訴訟に対し、第一審判決を上回る形での、勝利判決を言い渡しました。

裁判所は「達成目標を示さず、不安を与えたまま長期間にわたり（日勤教育）を受けさせたのは違法」と指摘し、2人の組合員に対し、90万円を支払うよう命じました。さらに、あわせて訴えていた組合掲示物の不当撤去（不当労働行為）についても、第一審を上回る件数での掲示物撤去が違法であると認めました。

日勤教育に関して、航空・鉄道事故調査委員会は、福知山線脱線事故との因果関係を指摘し、「日勤教育又は懲戒処分等を行うという同社（JR西日本）の運転士管理方法が関与した可能性が考えられる」と、事故が発生した背後要因として「日勤教育」の存在が影響したことを指摘しています。私たちも、JR西労の仲間たちの闘いに学び、「日勤教育」撤廃に向け奮闘していきましょう。

JR東海は、責任追及・見せしめの日勤教育を直ちに止めよ！

日勤教育控訴審 90万円賠償命令

JR西側に

業務でミスをした運転士らを再教育する「日勤教育」をめぐり、JR西日本の運転士ら二人が同社に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で大阪高裁は

二十八日、一審大阪地裁判決の賠償命令額を増額し、二人に計九十九万円を支払うようJR西側に命じた。

一審判決は車両管理係員一人に十五万円を支払うよう命じていた。

一宮和夫裁判長は判決理由で、さらに運転

士二人の日勤教育について、必要性は認められず、「達成目標を示さず、強い不安感を与えたまま長期間にわたり受けさせたのは違法だ」と指摘した。

判決によると、JR西は二〇〇三年、オーバーランなどを理由に運転士に七十三日間に

わたる日勤教育を実施。〇四年には、車両基地内で作業中に不適切な無線用語を用いたとして係員にも日勤教育を受けさせた。

原告の三人は過酷で屈辱的な扱いを受けたと主張し、JR西や当時の上司に計六百六十万円の賠償を請求。う

口勤教育は、尼崎JR脱線事故の運転士も受けており、事故の背景の一つと指摘されている。

五月二十九日

東京新聞